

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則附則第 条の厚生労働大臣が定める率を定める告示案について

1 内容

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則附則第 条の厚生労働大臣が定める率を零とすることを定めるもの。

2 適用期日

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第 号)の施行の日から適用すること。